

平成30年11月22日
自動車局整備課

大型特殊自動車メーカー3社から報告があった不適切な分解整備作業について

国土交通省から大型特殊自動車メーカー3社に対し、認証を受けていない事業場によって分解整備作業が行われたことについて、業務改善を指示しました。

本年4月、三菱ロジスネクスト(株)より、道路運送車両法第78条に基づく自動車分解整備事業の認証を受けていない全国56事業場(子会社の販売会社)において、道路運送車両法第49条で規定されたブレーキドラムを分解するなどの分解整備作業を実施していた旨報告があったことから、国土交通省は、4月24日、同社に対して業務改善指示を行うとともに、大型特殊自動車メーカー関係団体に対し、適切な分解整備を実施する旨を傘下会員に周知するよう指示したところ、大型特殊自動車メーカー6社より、それぞれ、三菱ロジスネクスト(株)と同様に、子会社(販売会社)又は直轄工場において、認証を受けずに大型特殊自動車のブレーキドラム脱着等の分解整備を実施していた旨報告があり、本年6月20日に改善指示を行いました。

今般、新たに(株)小松製作所など大型特殊自動車メーカー3社より、それぞれ、三菱ロジスネクスト(株)と同様に子会社及び系列の販売会社において、自動車分解整備事業の認証を受けずに大型特殊自動車のブレーキホース交換等の分解整備を実施していた旨報告がありました。

このため、本日、国土交通省より大型特殊自動車メーカーに対し次の事項について実施するとともに、平成30年12月21日までに報告するよう、それぞれ指示しました。今後、報告内容を精査の上、厳正に対処することとします。

1. 認証を受けていない事業場で分解整備作業を実施した自動車について、速やかに認証を受けている整備工場で安全確認を実施すること。
2. 認証を受けていない事業場については、認証を取得するよう指導し、認証取得が困難な場合は、分解整備を必ず外注させること。
3. 再発防止策を講じ、速やかに実施すること。
4. これまで報告された事案以外にも法令に抵触している事案がないかあらためて調査を実施すること。

【問い合わせ先】

自動車局整備課 田路、田辺

代表：03-5253-8111(内線42428)

直通：03-5253-8600

FAX：03-5253-1639

大型特殊自動車メーカー系販社による未認証分解整備実施状況（直近2年間）

産車協・・・(一社)日本産業車両協会(会員数54社) 建機工・・・(一社)日本建設機械工業会(会員数65社) 日農工・・・(一社)日本農業機械工業会(会員数71社)

	メーカー名	未認証分解整備 実施事業者	未認証分解整備 実施拠点数 /全拠点数	のうち、自動車整備 士が存在する拠点数	未認証の事業場で分 解整備を行った台数	対象車種、主な作業内容
1	株式会社小松製作所 (産車協、建機工会員)	コマツカスタマーサポート(株)	17 / 205	15 / 17	30台	ショベルローダ、フォークリフト
		系列販売会社(建機系15社)	16 / 100	12 / 16	41台	・ブレーキホース交換
		系列販売会社(リフト系9社)	16 / 40	9 / 16	46台	・ブレーキ分解
2	キャタピラージャパン合同会社 (産車協、建機工会員)	日本キャタピラー(合)	16 / 145	12 / 16	22台	ホイールローダー、モーターグレーダー、
		キャタピラー九州(株)	5 / 28	5 / 5	8台	アスファルトフィニッシャー
		四国建設機械販売(株)	3 / 9	2 / 3	5台	・ブレーキドラム脱着
		四国機器(株)	1 / 4	0 / 1	1台	・エンジン交換
3	ヤンマーアグリ(株) (日農工会員) (輸入代理店)	ヤンマーアグリジャパン(株)	1 / 439	1 / 1	1台	農耕トラクタ ・フロントナックルベアリング交換 ・タイロッドエンド交換
合計			75 / 970	56 / 75	154台	

ショベルローダ（小松製作所株）



フォークリフト（小松製作所株）



ホイールローダー（キャタピラー合同会社）



モーターグレーダー（キャタピラー合同会社）



アスファルトフィニッシャ（キャタピラー合同会社）



農耕トラクタ（ヤンマーアグリ株）



(参考)

「分解整備」とは、原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であって国土交通省令で定めるものをいう。(道路運送車両法第49条に規定)

自動車分解整備事業を営もうとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。(道路運送車両法第78条に規定)

国土交通省令

[道路運送車両法施行規則第3条] (分解整備の定義)

分解整備の例

